

会場でいただいた質問票について

(1) いただいた質問票とその回答

<p>① NUMO事業関連</p>
<p>Q 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>北海道における条例と知事のコメントについて (NUMOさんとして) どの様にとらえられているか。(受け入れがたいことを宣言する) について</li></ul>
<p>A 1 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国どこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。</li><li>最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。</li></ul>
<p>Q 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>文献調査には(概要調査に進んだ場合は概要調査にも)多額の投資がされた(される)と考えるが、説明会資料1部16ページの「意見に反して先へ進まない」は、調査への投資がムダとなるから、処分場の選定・建設へ進まない選択肢はない。</li></ul>
<p>A 2 :【その意に反して先に進むことはありません。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>最終処分事業は安全が最優先であり、調査のいかなる段階であろうと、地層処分が安全に実施できないと判断した場合は、次の段階に進むことはありません。</li><li>また、最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。</li></ul>
<p>Q 3 :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>文献調査後、地域の意見を聴く、意見に反して先へ進まない。とあるが、日本全国中、どこでも地層処分事業が先に進めない事態になった場合、どう対処するのですか。</li></ul>
<p>A 3 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国どこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたきたいと考えています。</li><li>最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。</li></ul>
<p>Q 4 :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>地層処分が可能になる環境が整ったとして、それを誰が担うのですか。</li></ul>
<p>A 4 :【NUMOが業務を担います。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>NUMOは最終処分法に則り、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる高レベル放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行う事業者です。</li></ul>
<p>Q 5 :</p> <ul style="list-style-type: none"><li>すごく詳細に調べているということがわかりました。今生きている人で10万年後に生きている人はいません。これらを調査している人は、仕事でかかわっているわけですが、そこに住もうと思っっていますか?安全な場所をさがしてうめてしまっあとは知らない?というように聞こえます。(特にスライド、ビデオなどをみていると)</li><li>原子力にたよらないといけない電力をどうしていくのかを考えなければならないと思いますが、どうですか。</li></ul>

A 5 :【処分地が決まれば本拠を現地に移します。】

- ・ NUMOは、受け入れていただいた地域の持続的発展があつてこそ、事業を安定的に運営することができると考えており、処分地が決まれば本拠を現地に移転し、地域の一員として事業を遂行し地域の発展に貢献していきます。NUMOは、地域の皆さまと常にコミュニケーションを取り、地域の皆さまが「良かった」とお考えいただける共生関係を目指します。

Q 6 :

- ・ 地上施設や地下施設は、それなりの規模（広い場所）が必要だということは理解できました。「地下深くうめるから安全だ」というのであれば、人がたくさん住んでいるところの地下にうめてもいいのではないのでしょうか。地盤が安定した場所はいくらでもあるでしょう。島につくればいいという発言が出てくるのではないのでしょうか。

A 6 :【大都市圏も含め、原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。】

- ・ 既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。大都市圏も含め、原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと考えています。
- ・ 最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。
- ・ なお、地層処分のためには、一般的に地下6～10km<sup>3</sup>、地上1～2km<sup>3</sup>が必要であり、文献調査、概要調査、精密調査の段階的な調査により、地層処分に適した地域を絞り込んでいきます。

Q 7 :

- ・ 海外での処分方法について教えてください。地層処分以外の方法で処分している実例があれば教えてください。

A 7 :【地層処分以外を採用している国はありません。】

- ・ 高レベル放射性廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、i) 長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては地層処分が現時点では最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。
- ・ フィンランドでは、2001年に政府が処分場をオルキオに決定、2016年に実施主体のポシヴァ社が処分場の建設を開始し、2024年8月から処分場の試運転が開始しています。
- ・ スウェーデンでは、6自治体が調査の申し入れを受諾しており、最終的には2009年にフォルクスマルクを選定。2025年1月から処分場の建設が開始しています。
- ・ フランスでは、1998年にビュールを地下研究所に選定し、周辺地域も含めサイト選定に向けた調査を行った上で、2023年1月に地層処分場としての設置許可申請がなされました。
- ・ カナダでは、2010年にサイト選定を開始し、22の自治体から関心表面がありましたが、その後の絞り込みを踏まえ2024年11月に「WLOON-イグナス・エリア」を処分地として選定しています。
- ・ スイスでは、2008年に選定を開始、2019年の現地調査を踏まえ、2022年に北部レグレンを処分地に選定し、2024年11月に最初の許認可手続きとなる「概要承認」の申請書を連邦エネルギー庁（BFE）へ提出しています。

Q 8 :

- ・ 全国で調査に参加してる、手をあげているところで、どこかに場所を決めなければならないということでしょうか。（そのために地域の理解を得るための説明会をしているということなのでしょね。）

文献調査 → 概要調査

A 8 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたい

きたいと考えています。】

- ・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。
- ・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。

Q 9 :

- ・ガラス固化体に金属製容器と粘土をつける1つのものがいくら位でできるのか。それが2万7,500本~4万本なので合計いくらにぐらいになるのか？そして、それは誰がどのような形で支払うのか？

A 9 : 【操業費は約1兆円と試算されています。地層処分にかかる費用は「拠出金」という形で各電力会社からいただいています。】

- ・地層処分にかかる費用は、総額で約4.5兆円と算定されています。特に、ガラス固化体にオーバーパックと緩衝材を加えて処分施設に定置する形状にする費用は操業費に含まれており、操業費は約1兆円と算定されています。これらの費用は、廃棄物の発生源責任が原子力発電を動かしてきた電力会社にあるという観点から、「拠出金」という形で各電力会社からいただいております、元をたどれば皆様の電気料金からいただいております。

Q 10 :

- ・最終処分場の建設費用はどのくらいですか。その費用は誰が支払いますか。

A 10 : 【文献調査の費用は約2億4千万円、総事業費は約4.5兆円であり、これらは電力会社から拠出金としていただいております。】

- ・文献調査の費用につきましては、2020年度~2023年度までに、寿都町、神恵内村合わせて約2億4千万円を計上しています。
- ・最終処分費用は、ガラス固化体とTRU廃棄物の処分費の合計で、約4.5兆円と算定されており、電力会社等からの拠出金により賄われており、その原資としては皆様の電気料金からいただいております。

## ② NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q 1 :

- ・地層処分が絶対に安心・安全とはならないと思います。万が一に放射能が漏れ出した場合の被害補償と対策は想定されているのでしょうか。

A 1 : 【NUMOは事業の安全な実施、経済性や効率性の向上などを目指して技術開発を進めております。】

- ・日本では、1976年以降の長年にわたり研究開発が進められてきています。NUMOは事業の安全な実施、経済性や効率性の向上などを目指して技術開発を進めております。先日には、「第2次取りまとめ」（1999年）以降の研究開発成果等を含む最新の科学的・技術的知見を踏まえ、日本における安全な地層処分の実現性について総合的に検討した結果を「包括的技術報告書」として取りまとめました。海外でも高レベル放射性廃棄物の地層処分に向けて、処分の実施主体の設立や資金確保等の法整備、処分地の選定、必要な研究開発が進められています。現在NUMOは様々な国々と協力協定を結んでおり、建設に関する掘削や埋め戻しに係る工法を含む様々な技術や知見を各国と共有しています。
- ・なお、処分地選定段階においては、最終処分法に定められた各段階の要件を満足していることを確認して次段階に進みます。また、原子力規制委員会が定める処分地選定時に考慮すべき事項についても各段階で確認していきます。
- ・万が一事故が起きた場合について、処分事業における一義的責任は事業実施主体であるNUMOが負います。安全規制への適合・遵守にとどまることなく、安全性の向上に向けて不断に取り組む責務を有するとともに、万が一事故が起きた場合の防護措置などについても国や地方公共団体と連携しながら対策を講じます。また、NUMOは、原子力損害賠償制度に基づく賠償責任を負います。

Q 2 :

- ・文献調査後、概要調査に進んだとして、各項目のすき間をぬうような要件を満たす地層選定でというのは無理がある。それだけが半永久的に安全ということはない。地層はすべて繋がっている。そこをどう考えていますか。

A 2 :【地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選定します。処分場の建設に当たっては、安全評価を満たすよう、工学的対策を実施します。】

- ・日本原子力研究開発機構によって1999年にとりまとめられた技術報告書の中でも、日本において、地層処分に好ましい地質環境が長期的に確保できる場所が広く存在していると考えられることが示されました。その後、2011年の東日本大震災後に開催された国の審議会においても、地層処分に好ましい特性を持つ、長期的に安定した地質環境を日本国内でも確保できる見通しがあることが、改めて確認されています。
- ・処分地の選定にあたっては、断層やマグマによる地層の著しい変動がないことなどを選定基準とし、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選定します。
- ・また安全評価については、処分場から放射性物質が長い時間をかけて地表まで移動する状況や、移動した放射性物質が人間の生活環境にどのような影響を与える可能性があるかなどについて、コンピュータ上でシミュレーションを行います。その上で、処分場を設計していく上では、施設の健全性が確保されるかどうかを検討し、余裕を持たせた設計や安全評価を満たすための工学的対策によって、処分事業をより安全なものにしてまいります。

Q 3 :

- ・仮に地層処分を実施することになったとして、半永久的に放出される核のごみからの放射能を管理・保管し続けられるのか。

A 3 :【地層処分は、仮に放射性物質が漏れ出しても地表の人間には影響を及ぼさないようにするという考え方に立っています。】

- ・地層処分は、放射性物質を全く漏れ出さないようにするというものではなく、一定時間で放射能が半分になるという放射性物質の性質や、地下300m以深の岩盤・人工バリアが持つ物を閉じ込める機能により、仮に漏れ出したとしても、地表に到達するには非常に長い時間がかかるような環境を作ることによって、この間に放射能が減衰するため地表の人間は影響を受けない、という考え方に立脚しています。
- ・具体的には、ガラス固化体をオーバーパックといわれる金属製の容器に封入し、さらにその周囲を緩衝材となる粘土を設置して、地下300m以深の水を通しにくい岩盤中に埋設します。オーバーパックや水を容易に通さない緩衝材は、地下水とガラス固化体との接触を防止します。特に、ガラス固化体の放射能が高い期間である埋設後少なくとも1,000年間は、オーバーパックによりガラス固化体と地下水の接触を防止するように設計します。地下水とガラス固化体が接した場合でも、ガラス固化体は溶けにくく、緩衝材や岩盤は放射性物質を吸着するなど、放射性物質を地下深部にとどめる様々な機能をガラス固化体等が有します。これらの性質により、ガラス固化体と地下水が接し、ガラス固化体から放射性物質が地下水へ溶け出した場合でも、数万年以上の長期にわたって放射性物質は地下深部の処分施設近傍に多くがとどまり、この一部が地表に到達するとしても非常に長い時間がかかります。この間に、放射能は減衰し、地表の人間が放射線による影響を受けるリスクは十分に小さくなります。

Q 4 :

- ・地下深く地層処分場をつくるにあたり、空港並に広い処理場の造成に多大な労力がかかる。地下300mにそのような広大な処理場の造成は不可能なのは、その間にも原発を稼働したまま核のごみを増やすのか。止めるべきではないのか。

A 4 :【建設については、既存の技術で対応可能と考えています。】

- ・地層処分のためには、一般的に地下6～10km<sup>3</sup>、地上1～2km<sup>3</sup>が必要であり、文献調査、概要調査、精密調査の段階的な調査により、地層処分に適した地域を絞り込んでいきます。
- ・地下300mより深い良い場所にトンネルを掘って処分場を建設することは既存の土木技術や鉱山技術等を活用することで可能だと考えています。

Q 5 :

- ・避けるべき項目に「5. 鉱物資源」「6. 地熱資源」がある場所を将来掘削の可能性があるとしましたが、そこも含め将来へ引継ぎができないから、安全に管理できるとは言えないと思います。そこについて、「はい」か「いいえ」でお答えください。

A 5 : 【経済性の高い鉱物資源や地熱資源が存在する地域を避けます。そのうえで、当該区域の土地の掘削を制限するとともに、標識を地表に設置することを検討します。】

- ・処分場を埋め戻した後、地熱発電や鉱物資源の探査等の目的などで、ボーリング孔を掘るような活動が行われるリスクを最小限とする必要があります。
- ・このため、最終処分法では、概要調査地区の選定にあたり、「経済的に価値の高い鉱物資源の存在に関する記録がないこと」を確認することとされており、文献調査にあたっては、当該規定や原子力規制委員会が2022年に公表した「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」、これらを踏まえて作成された「文献調査の評価の考え方」に基づき、鉱物資源や地熱資源について評価を行っています。
- ・また、最終処分法では、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、最終処分施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を保護区域として指定し、経済産業大臣の許可なく土地を掘削してはならないこととしております。
- ・なお、地下に廃棄物が埋設されていることを将来世代にも判別できるよう、標識を地表に設置することを検討しています。どのような標識を設置するかは国際的にも議論されており、NUMOとしても国際動向を把握しながら検討していきたいと思っております。

Q 6 :

- ・ガラス固化体が発する熱と、その熱が周辺の地層にどう影響するのかは調査するのでしょうか？

A 6 : 【周辺の地層の熱的特性を調査して、ガラス固化体が発する熱の熱伝導解析を行います。】

- ・ガラス固化体を埋設する場所の候補となる岩のサンプルに対して熱の伝わり方等を調べる試験を行います。これらのデータを基にガラス固化体の発熱を考慮した解析を行い、人工バリアが放射性物質を閉じ込める性能等への影響など評価します。
- ・ガラス固化体の発熱による影響が大きいと考えられた場合には、ガラス固化体を埋設する間隔を拡げることや必要に応じて人工バリアの仕様等を再検討します。

### ③ 文献調査報告書の内容関連

Q 1 :

- ・文献調査の報告の後（道内での説明会）どのようなプロセスを経て概要調査へ移行するのか（調査地区の候補の選定プロセスは）。  
確認ですが、避ける場所以外が候補内となるのか（両町村の）。

A 1 : 【以下の法定プロセスにて進めてまいります。】

- ・2024年11月22日に北海道庁、寿都町、神恵内村に文献調査報告書を提出し、縦覧を開始しました。先般、法定プロセスを延長し、縦覧期間は4月4日まで、意見募集期限は4月18日としました。
- ・この期間に頂いたご意見は、その意見に対するNUMOの見解と合わせて、後日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長へお届けします。その後、概要調査へ進ませてくださいかどうか、国から北海道知事、寿都町長、神恵内村長に対して、意見聴取を行います。
- ・また、ご指摘の通り、文献調査対象地区のうち「避ける場所」以外が概要調査地区の候補となります。

Q 2 :

- ・概要調査にかかる期間はどのくらいを想定しているのか。

A 2 :

- ・概要調査については、4年程度といった目安をお示していますが、寿都、神恵内村での具体的な計画については、概要調査に進んだ場合にお示しします。

<p>Q 3 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何かのきっかけで新たな活断層が発生したりすることはあるのですか。</li> </ul>
<p>A 3 :【何も兆候がないところに新たな活断層が発生する可能性は低いと考えられます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断層活動は、地下の強度の弱い場所や力の強くかかっている場所で生じる傾向があるため、何も兆候がないところに新たな活断層が発生する可能性は低いと考えられます。</li> <li>・なお、概要調査以降では、地表踏査、反射法地震探査、空中磁気探査など、種々の調査手法を組み合わせて活断層などのリスク要因を抽出し、その場所を避けるなどの対応していくこととなります。</li> </ul>
<p>Q 4 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒松内低地断層帯は、今から6000年前に活動していた断層で気になります。</li> </ul>
<p>A 4 :【白炭断層について、概要調査で特に確認します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の黒松内低地断層帯について、文献調査では、特にその一部であり町外南方で確認されている白炭断層が、文献に基づき、寿都町外南方の地表付近で、約12～13万年前以降に活動した断層面であることが明らかであること、また断層周辺のずれている部分がある可能性が高いことが分かりました。一方で、文献調査対象地区内の処分場の地下300m以深に分布しているかどうかは、十分な文献がなく評価ができませんでしたので、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。許容リスク内である（「おそれが少ない」など）ことの確認が難しい場合も、その影響が及ぶ範囲を除外します。</li> </ul>
<p>Q 5 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準は誰がいつ設定したのか。 例えば、噴火①「半径15km」 - 15kmはどこから、15という数字が出てきたのか。 ②「地下水の流れの動き」 - 基準は示さないのか (概要調査・精密調査前に！)</li> </ul>
<p>A 5 :【マグマが側方に分岐して出てくる可能性がある範囲として全国の火山の統計から設定されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山には中心となる主な火山と側方へ分岐するものがあります。全国の火山を調べるとこの主な火山と側方に分岐したものの距離は大半は数kmで15km以内に90%強が入ります。このような範囲を将来マグマが出てくるような範囲としています。</li> <li>・300m以深の地下水の流れの動きについては、既存の文献・データにはほとんど情報がないため概要調査以降の現地調査が必要です。最終処分法において、概要調査以降で調べることとされています。</li> </ul>
<p>Q 6 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイアロクラスタイト層を適地と判断するのかわからないのか。</li> <li>・磯谷溶岩の年代を258万年より新しいと認めるのか否か。</li> <li>・現地におけるキュリー一点深度を調べたか。</li> </ul>
<p>A 6 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査では水冷破碎岩のデータは300mより深い場所についてはほとんどなく、適性について判断できませんでした。水冷破碎岩は1千万年前頃の海底火山が噴火して水中で冷やされて破碎されたもので、北海道南西部に広く分布しています。岩石のでき方から特性にばらつきが大きいと想定されるため、現地調査では、入念なデータ取得を実施します。</li> <li>・磯谷溶岩について、マグマ由来の岩石の存在は確認できましたが、マグマが下から貫入しているかどうか、第四紀火山に由来するかどうか、また火山の活動中心であるかどうか、十分な文献がなく評価できませんでしたので概要調査で特に確認します。</li> <li>・キュリー一点深度については、新たな火山が生じる可能性の評価の中で地下温度構造に関する情報の一つとして調査しています。比較的広範囲の平均的な温度構造を反映すると考えられており、今回の調査でも寿都町、神恵内村ともに文献調査対象地区の地下深部が周囲に比べて高温である可能性は明らかにはなりませんでした。概要調査においても必要に応じて調査を検討していきます。</li> </ul>
<p>Q 7 :</p>

・神恵内村の地温が高いのは、どうしてだと考えられるか。

A 7 :【文献調査では、原因までは確認できませんでした。】

- ・文献調査では、原子力規制委員会が2022年に公表した「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項(考慮事項)」を取り入れる形で作成された「文献調査の評価の考え方」に基づき、地熱資源が存在する場所を避けることとしており、神恵内村については、避けるべき基準である地温勾配が100℃/kmを大きく超える場所や、周辺数kmの範囲の地熱発電所は確認できませんでした。
- ・一方で、技術的観点の検討では、地温について、閉じ込め機能の観点・建設可能性の観点から、配慮が必要と評価しており、概要調査で特に確認します。

## (2) いただいたご意見

- ・一地域の町長や村長が国全体で利用した原子力発電の高レベル廃棄物(たった1カ所の処分地)について、町を2分してまで覚悟している姿に疑問をもちます。もっとじっくり話し合い(2000年に地中にうめることを決めた国会では、十分な審議時間がなかったと思います)。
- ・一度うめてしまったら元に戻すのも大変なので、またうめるのにお金もばく大にかかることから、電気を使っている我々が、将来の子供たちのくらす安心安全も考えて、議論を深めるべきと思います。
- ・寿都でも神恵内村、共に調査結果でトンネル工事に支障のある地温の可能性があると書いてありました。最近の地球規模の大災害がおこる中で1つでも不安な可能性があるなら、絶対やめてほしい。扱っている物質のとてつもない危険性を意識して欲しい。
- ・NUMO職員の皆様、本日は誠にお疲れさまでした。皆様が真摯に取り組まれる姿には頭が下がります。が、国が原発使用を節電力本気で考えなければ、日本の未来はありません。経産省の皆さん、そもそも国の使用エネルギー量を抜本的に見直してください。経済成長はもう無理です。大切なのは脱炭素ではなく、これまで同様の莫大なエネルギー使用社会の方針転換です。そうすれば、原発はすくなくとも減らせる。これ以上の核のごみを増やすのはやめてください。

## (3) 国への質問とその回答

Q 1 :

- ・仮に泊原発が動いて電気料金はいくらになるか。
- ・今後日本において新規の原発を作る計画は。もう原発は新規にできない。新たな量子技術が確立され原発はだんだん縮小の方向になるのでは(2050年ころ)。

A 1 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。】

- ・電気料金は、国際的な燃料価格の変動等の様々な要因を踏まえて決定されることに加え、事業者の創意工夫によって自由に設定することが可能であるため、再稼働が料金水準に与える影響のみを評価することは困難ですが、一般論として、原子力発電所の再稼働が進み、火力発電の燃料費が抑えられれば、電気料金の抑制に寄与するものと考えております。
- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。なお、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り、具体化を進めていく方針です。

Q 2 :

- ・核廃棄物は一生増え続けます。日本でどうやって処分し続けるのか。必ず行き詰る。エネルギーは持続可能なのか。

A 2 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。最終処分について、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。】

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・原子力に対する国民の皆様の懸念の一つは、最終処分場が決まっていないことにあることは認識しています。現在、北海道寿都町・神恵内村をはじめ、全国3自治体で文献調査を進めさせていただいておりますが、文献調査地区の更なる拡大、国民理解の醸成に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。

Q 3 :

- ・廃棄物の処理場が決まっていないのに、なぜ、原発も止めないのですか。

A 3 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。最終処分について、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。】

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・原子力に対する国民の皆様の懸念の一つは、最終処分場が決まっていないことにあることは認識しています。現在、北海道寿都町・神恵内村をはじめ、全国3自治体で文献調査を進めさせていただいておりますが、文献調査地区の更なる拡大、国民理解の醸成に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。

Q 4 :

- ・脱炭素はわかるが、それに対する答えが原発（原子力）ではないことが、わかりそうなものですが。もんじゅの失敗は誰が責任を。

A 4 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。】

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・なお、電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠です。

Q 5 :

- ・すごく詳細に調べているということがわかりました。今生きている人で10万年後に生きている人はいません。これらを調査している人は、仕事でかかわっているわけですが、そこに



住もうと思っていますか？安全な場所をさがしてうめてしまってあとは知らない？というように聞こえます。(特にスライド、ビデオなどをみていると)

- ・原子力にたよらないといけない電力をどうしていくのかを考えなければならないと思いますが、どうですか。

**A 5 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。】**

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・高レベル放射性廃棄物については、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、i) 長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては現時点では地層処分が最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。
- ・わが国においても、「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」(1999年)にて、我が国地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されて以降も、2014年、2024年に地質関係専門家による評価を行い、最新の科学的知見を踏まえてなお、我が国において地層処分が技術的に実現可能であることを改めて確認してきました。最終処分法制定以降、幌延深地層研究センターをはじめ、関係研究機関において研究開発が進められており、地層処分を行う上で必要となる技術基盤は着実に確立してきております。更なる信頼性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。
- ・原子力に対する国民の皆様の懸念の一つは、最終処分場が決まっていないことにあることは認識しています。現在、北海道寿都町・神恵内村をはじめ、全国3自治体で文献調査を進めさせていただいておりますが、文献調査地区の更なる拡大、国民理解の醸成に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。

**Q 6 :**

- ・地下深く地層処分場をつくるにあたり、空港並に広い処理場の造成に多大な労力がかかる。地下300mにそのような広大な処理場の造成は不可能なのは。その間にも原発を稼働したまま核のごみを増やすのか。止めるべきではないのか。

**A 6 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。】**

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・高レベル放射性廃棄物については、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、i) 長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては現時点では地層処分が最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。
- ・わが国においても、「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」(1999年)にて、我が国地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されて以降も、2014年、2024年に地質関係専門家による評価を行い、最新の科学的知見を踏まえてなお、我が国において地層処分が技術的に実現可能であることを改めて確認してきました。最終処分法制定以降、幌延深地層研究センターをはじめ、関係研究機関において研究開発が進められており、地層処分を行う上で必要となる技術基盤は着実に確立してきております。更なる信頼性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。
- ・原子力に対する国民の皆様の懸念の一つは、最終処分場が決まっていないことにあることは認識しています。現在、北海道寿都町・神恵内村をはじめ、全国3自治体で文献調査を進めさせていただいておりますが、文献調査地区の更なる拡大、国民理解の醸成に向け、国が前

面に立って取り組んでまいります。

※ 会場で質問票にご記入いただいたご質問やご意見は、誤字や脱字も含めて可能な限りそのまま転記を行い、再現しています。

以 上